

岐阜県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

制定 医整第654号
平成22年 9月 9日
改正 医整第731号
平成23年 9月 9日
改正 医整第1140号
平成27年 2月26日
改正 医整第1265号
平成29年 3月30日

(総則)

第1条 県は、看護職員の資質の確保及び早期離職の防止を図るため、県内の病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいい、国立高度専門医療研究センターを除く。以下「補助事業者」という。）が実施する新人看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師であつて当該資格に係る免許の取得の後、初めて病院等に就労するものをいう。）に対する研修事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助事業者に岐阜県新人看護職員研修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は適宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等を社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額

は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、別記第1号様式による申請書に同様式において定める関係書類を添付して知事に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

二 補助事業者は、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ、知事の承認を受けること。

三 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

四 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

五 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

六 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。

七 知事は、前号の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第6号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業経費の配分変更承認申請書 別記第2号様式

二 補助事業の内容変更承認申請書 別記第3号様式

三 補助事業中止(廃止)承認申請書 別記第4号様式

四 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 別記第5号様式

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、別記第6号様式による報告書に同様式において定める関係書類を添付して、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに当該補助事業の実績を知事に報告するものとする。

(補助金の交付時期等)

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払により交付することがで

きる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

- 2 規則第21条第2号の知事が定める財産は、単価50万円（補助事業者が民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具とする。

- 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿の保存期間は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

- 2 平成25年度以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 ただし、許可病床数300床以上の病院については、医療機関受入研修事業を実施する場合に限る。	次に定める基準額A、基準額B及び基準額Cの合計額と補助対象経費の実支出額とを比較して小さい方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額に補助率（2分の1）を乗じて得た額（ただし、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切捨てとする。）
1 研修経費 (1) 研修責任者経費（謝金、人件費及び手当） (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） (5) 役務費（通信運搬費及び雑役務費） (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品購入費 (8) 賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） 2 教育担当者経費 教育担当者経費（謝金人件費、手当）	(1) 基準額A 新人看護職員の人数における研修経費 ア 新人看護職員等が1名の場合 440,000円 ※ 新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586,000円 イ 新人看護職員等が2名以上の場合 630,000円
医療機関受入研修事業の実施に必要な経費	※1 新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合
3 医療機関受入研修事業経費 (1) 教育担当者経費（謝金、人件費及び手当） (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） (3) 役務費（通信運搬費及び雑役務費） (4) 使用料及び賃借料 (5) 備品購入費	776,000円 ※2 新人保健師研修及び新人助産師研修の両方の研修を含む場合 922,000円
	(2) 基準額B 新人看護職員の人数における教育担当者経費 新人看護職員5名以上で、5名ごとに 215,000円 (3) 基準額C 他施設からの受入新人看護職員数ごとの受入研修事業経費 ア 1名～4名受け入れる場合

	1施設当たり 113,000円
イ	5名～9名受け入れる場合 1施設当たり 226,000円
ウ	10名～14名受け入れる場合 1施設当たり 566,000円
エ	15名～19名受け入れる場合 1施設当たり 849,000円
オ	20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132,000円 なお20名を超える場合 1名増すごとに 45,000円

- 注) 1 新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在における新人看護職員、新人保健師及び新人助産師の在職数とし、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。
- 2 新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設においては、複数の研修に参加する者は1名として計上する。
- 3 医療機関受入事業は複数月で実施すること。
- 4 医療機関受入研修事業における受入人数は、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

年度岐阜県新人看護職員研修事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- ・新人看護職員研修事業所要額調書（別紙様式1-1）
- ・対象経費の支出予定額算出内訳（別紙様式1-2）
- ・新人看護職員研修事業計画書（別紙様式1-3）
- ・新人看護職員研修内容計画書（別紙様式1-4）
- ・新人看護職員研修参加予定者名簿（別紙様式2-1）
- ・新人看護職員研修教育担当者名簿（別紙様式2-2）
- ・医療機関受入事業参加予定者名簿（別紙様式2-3）

注1 医療機関受入事業参加予定者名簿（別紙様式2-3）については他施設から
新人看護職員を受け入れて研修を行う場合に提出する事

3 添付書類

- ・歳入歳出予算書

第2号様式（第5条関係）

番 号

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

補助事業経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた新人看護職員研修事業補助金に係る補助対象経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第3号様式（第5条関係）

番 号

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた新人看護職員研修事業補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第5条関係）

番 号

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた新人看護職員研修事業補助金に係る補助事業を中止(廃止)したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

第5号様式（第5条関係）

番 号

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県新人看護職員研修事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

番 号

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

年度岐阜県新人看護職員研修事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度岐阜県新人看護職員研修事業を下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 関係書類

- ・新人看護職員研修事業所要額精算書（別紙様式3-1）
- ・対象経費の支出額算出内訳（別紙様式3-2）
- ・新人看護職員研修事業報告書（別紙様式3-3）
- ・新人看護職員研修内容実績報告書（別紙様式3-4）
- ・新人看護職員研修参加者名簿（別紙様式4-1）
- ・新人看護職員研修教育担当者名簿（別紙様式4-2）
- ・医療機関受入事業参加者名簿（別紙様式4-3）

注1 医療機関受入事業参加者名簿（別紙様式4-3）については他施設から
新人看護職員を受け入れて研修を行った場合に提出する事

3 添付書類

- ・歳入歳出決算書

第7号様式（第8条関係）

番 号

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者 印

年度岐阜県新人看護職員研修事業補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった
年度岐阜県新人看護職員研修事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	_____	円
1 確定補助金額（交付決定額）		円
2 既受領済額		円
3 今回請求額		円
4 残額		円